

財務省告示第三百七十八号  
 国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵  
 省令第三十号）第五条第十項の規定に基づき、平  
 成十六年六月十日に発行した利付国債の発行条件  
 を次のとおり告示する。  
 平成十六年八月二十四日

財務大臣 谷垣 禎一

一	二	三	四	五	六	七	八
名称及び記号	発行の根拠	振替法の適用	発行方法	募入決定の方法	発行額	払込金額	最低額面金額
利付国庫債券（物価連動・十年） （第二回）	財政融資資金特別会計法（昭和二十六年法律第一百一号）第十一 条第一項及び国債整理基金特別 会計法（明治三十九年法律第六 号）第五條第一項	成十三法律第七十五号。以下 「振替法」という。の規定の適 用を受けるものとし、その振替 機関は日本銀行とする。	利回りを競争に付して行われる 入札発行	各申込みのうち応募利回りの低 いものからその応募額を順次割 り当てる。	額面金額で二千九百九十五億円 うち、財政融資資金特別会計法 第十一條第一項の規定に基づき 発行した利付国債に付いては、 額面金額で千六百億円の国債整 理基金特別会計法第五條第一項 の規定に基づき、額面金額で千 二百九十五億円は、額面金額で 二千九百九十五億円	十二万九千九百九十五億円	十 二 万 九 千 九 百 九 十 五 億 円

九 振 額  
替 単  
位

十 十 十 十  
三 二 一 発  
方 額 想 利 発  
法 の 定 行 行  
計 元 行 行  
算 金 率 価 日

十 四  
初 期 利 子

振替法の規定による振替口座簿の記載又は記録は、最低額と額の整数倍の金額によるものとす。平成十六年六月十日  
平成一・一パーセント  
額面金額につき百円  
各利子支払期及び償還期における想定元金額は、各利子支払期及び償還期に属する月の三日前の消費者物価指数（総務省が小売物価統計（指定統計第三十五号）の作成のため調査の結果に基づき作成する全国消費者物価指数のうち鮮食品を除く総合指数をいう。以下同じ。）に基づく消費者物価指数が公表された場合であつて、財務大臣が定める日以後は、新基準に基づく消費者物価指数（を九十七・七（消費者物価指数の基準改定が行われ、新基準に基づく消費者物価指数が公表された場合であつて、財務大臣が定める日以後は、表された場合であつて、財務大臣が定める日以後は、臣が定める日以後は、新基準に基づく平均平成十六年三月の消費者物価指数）で除して得た数（小数点以下第三位未満の端数があるときは、これを四捨五入した額とする。）に額面金額を乗じて得た額とする。）

と平成十六年十二月十日を支払した

金額を支払う。ただし、支払期  
 が銀行休業日に当たるときは、  
 その翌営業日に支払う（以下、  
 次号及び第十六号において規定  
 する期日について同じ。）。

前号の規定により算出された支払  
 期における想定元金額  $\times \frac{1.1}{100} \times$   
 $\frac{1}{2}$

十五年 第二期  
 以後の利子以  
 毎 年 六 月 十 日 及 び 十 二 月 十 日 を  
 支 払 期 と し、各 支 払 期 に お い て、  
 次 の 算 式 に よ り 算 出 し た 金 額 を  
 支 払 う。

第十三次の期における想定元金額  
 $\times \frac{1.1}{100} \times \frac{1}{2}$

十六 償還期限 平成二十六年六月十日  
 十七 償還金額 第十三号の規定により算出され  
 十八 元利金支 日本銀行  
 十九 払場所 財務大臣から通知を受けた者  
 二十 払込期日 平成十六年六月十日